お知らせ

6月以降に軽自動車の継続検査(車検)を受ける人へ

車検に使う、「軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)」は納付方法により異なりますのでご注意ください。

1納税通知書で納付

納税通知書の右端にある軽自動車税 (種別割) 納税 証明書 (継続検査用) をご使用ください。

※再発行納付書等には、軽自動車税 (種別割) 納税証明書 (継続検査用) が付いていません。継続検査用の納税証明書が必要な場合は、税務課や各出張所で申請してください。

②口座振替またはクレジットカードで納付

6月中旬以降に継続検査用の納税証明書を発送し ます。

③スマートフォン決済

軽自動車税(種別割)をスマートフォン決済した場合は、継続検査用の納税証明書はご自身で税務課や 各出張所で申請していただく必要があります。



※②または③で納付した場合は、市で入金が確認できるまで、軽自動車税(種別割)納税証明書(継続検査用)を発行することができません。車検で継続検査用の納税証明書の発行を急ぐ人や6月に車検を受ける人は、金融機関等の窓口やコンビニエンスストアで納付してください。

問い合わせ

- ○納税証明書に関すること
 - …税務課資産税担当(1階⑫番窓□)
- ○□座振替・クレジット納付およびスマートフォン決済に関すること
 - …収税課収税担当(1階⑪番窓口)

お知らせ

軽自動車税(種別割)の減免手続き



問い合わせ 税務課資産税担当(1階②番窓口)

身体障がい者等で令和4年度軽自動車税(種別割)の減免を受けようとする場合は、5月31日(火)までに、窓口または、郵便での申請が必要となります。申請には次の書類が必要となりますので、あらかじめご用意ください。 なお、障がいの区分や級別によっては減免を受けられない場合もあります。詳しくはお問い合わせください。

窓口で申請を行う場合の必要書類

- ○身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳
- ※精神障がい者保健福祉手帳の場合は、自立支援医療受給者証もお持ちください。
- ○身体障がい者または身体障がい者等と生計を一に する人、もしくは身体障がい者等 (身体障がい者 等のみで構成される世帯に限る) を常時介護する 人の運転免許証の原本および自動車検査証の原本
- ○令和4年度軽自動車税(種別割)納税通知書

郵便で申請を行う場合の必要書類

- ○軽自動車税(種別割)減免申請書
- ○同意書 (障がい者手帳等の交付状況を福祉事務所 長に照会するためのもの)
- ○令和4年度軽自動車税(種別割)納税通知書
- ○納税義務者または運転者が身体障がい者等と別世 帯の場合は同一生計の誓約書
- ○身体障がい者等のみで構成される世帯を介護する場合は常時介護の誓約書(常時介護する人の運転免許証および自動車検査証のコピー)
- ※各申請書は、市ホームページからダウンロードできます。